



# 宮 崎 県 公 報

令和5年12月7日(木曜日) 第464号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(自然環境課) 1	頁
○林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 2	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………( “ ” ) 2	

○地図及び簿冊の認証(8件)……………(農村計画課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 4	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 5	
○公共測量の実施の通知……………( “ ” ) 5	
○二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の 決定……………(建築住宅課) 6	
教育委員会告示	
○令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等 部入学者募集人員……………6	

## 告 示

### 宮崎県告示第 852号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並び

に高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 853号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1415	伊藤 博 宮崎県東臼杵郡諸 塚村大字家代5687 番地	採取	幼苗の育 成	伊藤 博 宮崎県東臼杵郡諸 塚村大字家代5687 番地

### 宮崎県告示第 854号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年12月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓 線	宮崎市高岡 町下倉永字 池内1055番 地先から同 市同町下倉 永同字1053 番3地先ま	旧	13.7~ 20.9	41.9
				新	12.7~ 16.9	41.9

で

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス志和池店  
都城市上水流町2325番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井敬一  
大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年7月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,263㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 19台（駐車場No.1）  
建物敷地南西側 26台（駐車場No.2）  
合計 45台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 10台（駐輪場No.1）  
建物南側 10台（駐輪場No.2）  
合計 20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 50㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内東側 11.40㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで（駐車場No.1）  
午前8時30分から午後10時まで（駐車場No.2）
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所  
建物敷地東側及び南側（2箇所 駐車場No.1）  
建物敷地南西側駐車場北側（1箇所 駐車場No.2）
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日  
令和5年11月29日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和5年12月7日から令和6年4月8日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
令和5年12月7日から令和6年4月8日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博  
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号  
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 10717番地1  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町1丁目3番5号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二  
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号  
コネクション株式会社 代表取締役 直田宏  
東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6  
 株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
 宮崎市橋通西5丁目6番7号アルテマイスター 101  
 号室

株式会社マックハウス 代表取締役 坂下和志  
 東京都杉並区梅里1丁目7番7号  
 株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三  
 大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目16番1号  
 (変更後)株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤  
 結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号  
 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号  
 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
 山口県山口市佐山 10717番地1  
 青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
 広島県福山市王子町1丁目3番5号  
 株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二  
 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号  
 コネクション株式会社 代表取締役 目時利一郎  
 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号  
 株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6  
 株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
 宮崎市橋通西5丁目6番7号アルテマイスター 101  
 号室

株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司  
 東京都杉並区梅里1丁目7番7号  
 株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三  
 大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目16番1号

- 4 変更の年月日  
 令和5年4月1日
- 5 変更する理由  
 小売業者の代表者の氏名変更
- 6 届出年月日  
 令和5年11月24日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課  
 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
 事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
 に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により  
 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間  
平成30年4月1日から令和5年3月20日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字都井の一部
- 4 認証年月日  
令和5年11月30日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により  
 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和元年11月1日から令和5年3月9日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字内海の一部
- 4 認証年月日  
令和5年11月30日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により  
 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
西都市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和2年7月1日から令和5年3月3日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
西都市大字八重の一部
- 4 認証年月日  
令和5年11月30日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により  
 、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間  
令和3年6月1日から令和5年3月24日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
五ヶ瀬町大字鞍岡の一部
- 4 認証年月日  
令和5年11月30日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

令和3年7月1日から令和5年2月24日まで

3 地籍調査を行った地域

日向市美々津町の一部

4 認証年月日

令和5年11月30日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

令和3年7月1日から令和5年2月24日まで

3 地籍調査を行った地域

日向市東郷町迫野内の一部

4 認証年月日

令和5年11月30日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

令和3年9月1日から令和5年2月24日まで

3 地籍調査を行った地域

日向市東郷町迫野内の一部

4 認証年月日

令和5年11月30日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

串間市

2 地籍調査を行った期間

令和4年6月1日から令和5年3月24日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字大平の一部

4 認証年月日

令和5年11月30日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、庄内土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のと

おり届出があった。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	今 村 孝 一	都城市菓子野町 10478番地 1
理 事	前 原 修	都城市乙房町1805番地 5
理 事	八 木 真	都城市庄内町 12164番地
理 事	益 留 茂 樹	都城市都北町6383番地 1
理 事	新 町 密 森	都城市乙房町2550番地
理 事	前 畑 芳 秀	都城市関之尾町5201番地
理 事	宮 里 耕 一	都城市関之尾町7197番地
理 事	中 村 守	都城市庄内町8061番地 6
理 事	鍋 倉 虎 雄	都城市庄内町8595番地
理 事	田 村 凌	都城市菓子野町 11630番地 1
理 事	長 友 博	都城市菓子野町 10721番地 1
理 事	坂之下 保	都城市野々美谷町1390番地 2
理 事	常 盤 靖 雄	都城市野々美谷町2247番地 2
理 事	寺 崎 忠 美	都城市都原町13番地10
理 事	中 原 誠	都城市山田町中霧島2957番地
理 事	福 島 光 秀	都城市山田町中霧島3221番地 9
監 事	竹 中 馨	都城市関之尾町5140番地 1
監 事	花 原 正 二	都城市山田町中霧島3024番地
監 事	内 田 由紀美	都城市庄内町 12509番地 2

（任期：令和9年11月6日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	今 村 孝 一	都城市菓子野町 10478番地 1
理 事	長 友 博	都城市菓子野町 10721番地 1

理 事	浜 田 辰 美	都城市山田町中霧島3430番地	理 事	坂之下 昭 二	都城市野々美谷町1390番地 5
理 事	吉 川 辰 男	都城市乙房町1646番地 1	理 事	常 盤 虎 男	都城市野々美谷町2243番地 3
理 事	立 山 伸一郎	都城市乙房町1679番地 2	理 事	出 水 薫	都城市夏尾町6933番地
理 事	新 町 密 森	都城市乙房町2550番地	理 事	藏 満 安 紀	都城市山田町中霧島3041番地 1
理 事	前 畑 芳 秀	都城市関之尾町5201番地	監 事	宮 島 輝 雄	都城市菓子野町 10503番地 2
理 事	宮 里 耕 一	都城市関之尾町7197番地	監 事	花 原 正 二	都城市山田町中霧島3024番地
理 事	宝 満 敏 速	都城市庄内町 12763番地 2	監 事	竹 中 馨	都城市関之尾町5140番地 1
理 事	八 木 真	都城市庄内町 12164番地			
理 事	鍋 倉 虎 雄	都城市庄内町8595番地			
理 事	田 村 凌	都城市菓子野町 11630番地 1			

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、  
建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 5 年 12 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-3)第4920号	(有)富高産業	富高 章	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町大字三田 井5104-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、舗装工事業	令和 5 年 10 月 10 日付で廃 業した旨の届 け	令和 5 年 10 月 10 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第5376号	(株)都装備	都原 清次	宮崎県宮崎 市阿波岐原 町前浜4276 -53	一般	建築工事業、大工工事 業、内装仕上工事業	令和 5 年 10 月 13 日付で廃 業した旨の届 け	令和 5 年 10 月 13 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-1)第5434号	(株)ダイニ	栗原 譲二	宮崎県宮崎 市江平西 2 -1-44 フ レクション 宮崎 101	特定	土木工事業、建築工事 業、とび・土工事業 、屋根工事業、電気工 事業、塗装工事業、防 水工事業	令和 5 年 10 月 30 日付で廃 業した旨の届 け	令和 5 年 10 月 30 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第1231号	(株)根井工務店	戸高 時宏	宮崎県宮崎 市阿波岐原 町前浜4276 -762	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業	令和 5 年 10 月 20 日付で廃 業した旨の届 け	令和 5 年 10 月 20 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第2563号	(株)麻生・高須 組	高須 謙治	宮崎県延岡 市北浦町古 江1836	一般	管工事業、造園工事業	令和 5 年 10 月 12 日付で廃 業した旨の届 け	令和 5 年 10 月 12 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第9852号	(有)一心工業	阿部 千恵	宮崎県延岡 市北浦町古 江2437-2	一般	管工事業	令和 5 年 10 月 2 日付で廃 業した旨の届 け	令和 5 年 10 月 2 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-2)第 14087号	(株)ジオングラ ッドサンコー	結城 幸子	宮崎県宮崎 市大字熊野 2618-6	一般	建築工事業	令和 5 年 10 月 12 日付で廃 業した旨の届 け	令和 5 年 10 月 12 日 (一部廃業)

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第  
14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県延岡市  
長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 12 月 7 日

- 1 作業の種類  
公共測量（3Dモデル作成）
- 2 作業地域  
宮崎県延岡市都市計画区域

3 作業期間

令和5年11月17日から令和6年3月29日まで

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により実施した令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

令和5年12月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

二級建築士(合格者22名)

合格番号	受験番号
R05-1	8F-10255M
R05-2	8F-10341P
R05-3	8F-10442K
R05-4	8F-10532Y
R05-5	8F-10721Y
R05-6	8F-11000R
R05-7	8F-20083M
R05-8	8F-20084N
R05-9	8F-20085P
R05-10	8F-20178Y
R05-11	8F-20272M
R05-12	8F-20273N
R05-13	8F-20364N
R05-14	8F-20366R
R05-15	8F-20644N
R05-16	8F-20645P
R05-17	8F-20738Y
R05-18	8F-20741M
R05-19	8F-20833N
R05-20	8F-20834P
R05-21	8F-20926R

R05-22

8F-20928K

木造建築士(受験者なし)

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第9号

令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員をここに公表する。

令和5年12月7日

宮崎県教育委員会教育長 黒木淳一郎

令和6年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員

学校名	障がい種	学 部	学 科 等		募集人員
明星視覚支援学校	視覚障がい	幼稚部	3歳児	通常学級	5人
				重複障がい学級	3人
			4歳児	通常学級	4人
				重複障がい学級	3人
			5歳児	通常学級	4人
				重複障がい学級	2人
		高等部	普通科	通常学級	8人
				重複障がい学級	3人
			保健医療科		8人
			専攻科	理療科	8人
				保健医療科	8人
			都城さくら聴覚支援学校	聴覚障がい	幼稚部
重複障がい学級	3人				
4歳児	通常学級	8人			
	重複障がい学級	3人			
5歳児	通常学級	7人			
	重複障がい学級	3人			
高等部	普通科	通常学級			8人
		重複障がい学級			3人

みやぎ中央支援学校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	56人	延岡し ろやま 支援学 校	聴覚障がい (聴覚障がい教育部門)	幼稚部	3歳児	通常学級	5人	
				重複障がい学級	9人					重複障がい学級	3人	
赤江まつばら支援学校	病 弱	幼稚部	4・5歳児	通常学級	5人				4歳児	通常学級	5人	
				重複障がい学級	3人					重複障がい学級	3人	
		高等部	普通科	通常学級	8人				5歳児	通常学級	4人	
				重複障がい学級	4人					重複障がい学級	3人	
みなみのかぜ支援学校	知的障がい	高等部	普通科	通常学級	24人		知的障がい (知的障がい教育部門)			通常学級	32人	
				重複障がい学級	16人						重複障がい学級	12人
日南くろしお支援学校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	16人		肢体不自由 (肢体不自由教育部門)			通常学級	8人	
				重複障がい学級	5人						重複障がい学級	4人
				訪問教育学級	5人						訪問教育学級	3人
都城きりしま支援学校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	40人		知的障がい 肢体不自由			通常学級	8人	
				重複障がい学級	9人						重複障がい学級	3人
				訪問教育学級	2人							
小林こすもす支援学校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	16人					通常学級	16人	
				重複障がい学級	4人						重複障がい学級	4人
				訪問教育学級	3人						訪問教育学級	3人
日向ひまわり支援学校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	16人					通常学級	16人	
				重複障がい学級	5人						重複障がい学級	5人
				訪問教育学級	3人						訪問教育学級	3人
児湯るびなす支援学校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	16人					通常学級	16人	
				重複障がい学級	5人						重複障がい学級	5人
				訪問教育学級	3人						訪問教育学級	3人
清武せいりゅう支援学校	肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	8人					通常学級	8人	
				重複障がい学級	9人						重複障がい学級	9人
				訪問教育学級	3人						訪問教育学級	3人

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--